

令和5年11月17日

各病院・有床診療所の開設者 様

広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）  
新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業の実施について（通知）

このことについて、次のとおり補助事業を実施します。  
については、補助を希望する場合は、期日までに必要書類を提出してください。

1 対象の医療機関

令和5年10月1日～令和6年3月31日に院内感染が発生した県内の病院及び有床診療所

2 要件・補助内容・申請方法

次の県ホームページを参照してください。

「令和5年度広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）について」  
(リンク：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/269/corona-houkatsusien.html>)

※ 様式を変更する場合がありますので、ホームページ掲載の最新様式を使用してください。

3 申請書類等提出期限

院内感染が収束した日（院内感染による最後の陽性者が療養解除となった日）に応じて、次の期限までに提出してください。

院内感染収束日を含む期間	書類提出期限
令和5年10月1日～令和5年11月30日	令和5年12月20日
令和5年12月1日～令和5年12月31日	令和6年1月22日
令和6年1月1日～令和6年1月31日	令和6年2月20日
令和6年2月1日～令和6年2月29日	令和6年3月19日
令和6年3月1日～令和6年3月31日	令和6年3月31日

※ 院内感染が月をまたいで継続している場合は、「院内感染収束日を含む期間」に応じた申請期限までに、まとめて書類を提出してください。

※ 補助金の支払いを確実にするため、提出期限は厳守してください。

4 その他

当該補助金の交付を受けた医療機関は、院内感染収束後は積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていただくこととしています。

(厚生労働省発出 令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第6版） 新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業 質問7参照）

担当 企画グループ

電話 082-513-2846（ダイヤルイン）

（担当者 松井、中田）